

令和7年6月25日改定



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SHIKAOI

申請の手引き

重点対策加速化事業

(事業者対象)

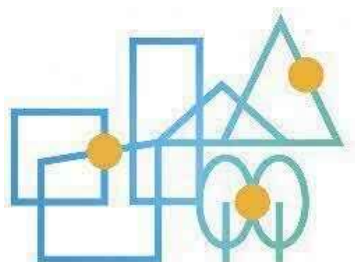
問い合わせ・申請書等提出先

〒081-0292

北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1

鹿追町役場 企画課ICT・エネルギー担当

電話：0156-66-4032（直通）



脱炭素先行地域
北海道 鹿追町（第1回選定）



＜目 次＞

1. 補助事業の概要	4
2. 申請の流れ.....	7
3. 申請の受付期間	8
4. 契約について	10
5. 補助対象となる範囲	10
6. 補助対象者	17
8. 補助金交付後について.....	30
9. 廃棄について	31
10. 補助金の返還等について	32
11. 消費税の返還義務について（一般住宅用・事業者用共通）	32
12. その他	33

1. 補助事業の概要

■ 補助事業の名称

・鹿追町 重点対策加速化事業補助金

- ・この補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用します。環境省から鹿追町へ交付される上記交付金を財源とし、本補助事業への交付申請を行う対象者の方へ町より補助金を交付する「間接補助」となります。

■ 補助対象期間

- ・令和5年度～令和10年度（予定）の間の毎年度4月10日頃～2月第1金曜日
- ・詳細は、「[3. 申請の受付期間](#)」をご覧ください。

■ 補助対象設備

- ・①：太陽光発電設備 ②：蓄電池 ③：エネルギーマネジメント設備 ④：高効率給湯器
⑤：既存住宅断熱改修

上記の一部、または全てを導入する場合を対象とします。

- ・詳細は、「[4. 補助対象となる範囲](#)」をご覧ください。

■ 補助対象者

- ・鹿追町内の事業所等に対象設備を新設、又は対象設備の設置された新築事業所等を購入する方。
- ・詳細は、「[5. 補助対象者](#)」をご覧ください。

■ 補助金額

① : 太陽光発電設備 5万円 × 太陽光発電出力 (kW)

(kWは小数点以下切り捨てで計算する)

(1,000円未満切り捨て)

※ソーラーカーポート 補助対象経費の 1 / 3 (1,000円未満切り捨て)

② : 蓄電池

蓄電池価格 (円 / kW) の 1 / 3 (1,000円未満切り捨て)

交付上限 : 6. 3万円 / kWh (税抜き・工事費込み)

(kWは小数点第二位以下切り捨てで計算する)

※導入する蓄電池は、19万円/kwh (税抜き・工事費込み)

以下の蓄電池 (パワコン等含む) でなければなりません。

(ただし、11.9万円/kwh (税抜き・工事費込み) の蓄電池システムとなるよう「努める」こと。)

※本町としての交付上限は **315万円** までとなります。

③ : エネルギーマネジメント設備 補助対象経費の 2 / 3 (1,000円未満切り捨て)

④ : 高効率給湯器 補助対象経費の 1 / 2 (1,000円未満切り捨て)

⑤ : 既存住宅断熱改修 補助対象経費の 1 / 3 (1,000円未満切り捨て)



交付上限 : 戸建住宅1戸 : **120万円**

(このうち玄関ドアは上限 : **5万円**)

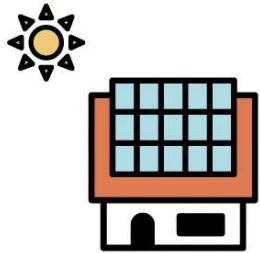
交付上限 : 集合住宅1戸 : **15万円**

(このうち玄関ドアは上限 : **3万円**)

■ 申請方法

・「[2. 申請の流れ](#)」、および「[6. 申請方法](#)」をご確認ください

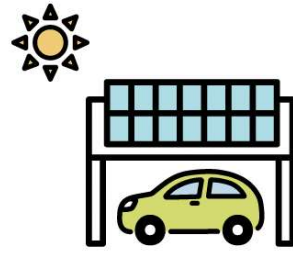
補助金のメニュー 概要



家庭用太陽光発電 7万円/kw

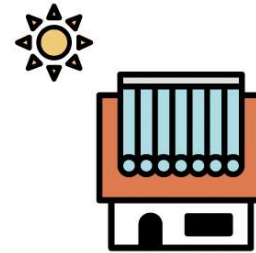
事業者用太陽光発電 5万円/kw

※FIT, FIP売電不可



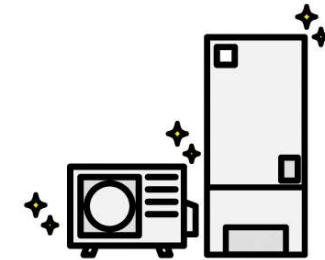
家庭用ソーラーカーポート 1/3

事業者用ソーラーカーポート 1/3



家庭用太陽熱システム 2/3

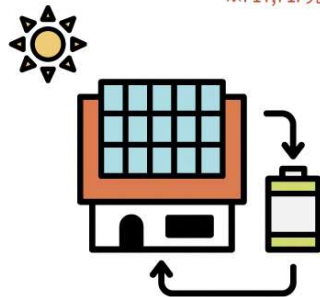
事業者は対象外



家庭用高効率給湯器 1/2

事業者高効率給湯器 1/2

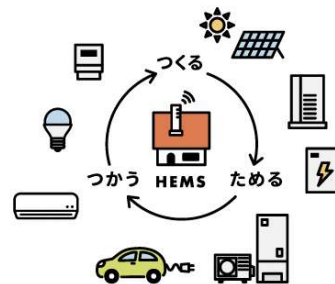
エコキュート、エコジョーズ、エコフィールなど



家庭用定置式蓄電池 1/3 ※1
【上限5万1千円/kwh】

事業者用定置式蓄電池 1/3 ※2
【上限6万3千円/kwh】【315万まで】

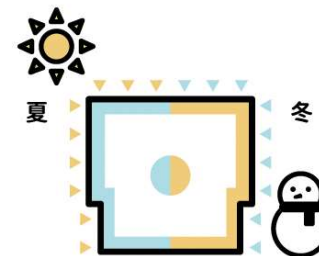
※補助金にて太陽光発電を導入する場合のみ、申請可能



家庭用エネルギー
マネジメントシステム 2/3

事業者用エネルギー
マネジメントシステム 2/3

※補助金にて太陽光発電を導入する場合のみ、申請可能



既存住宅断熱改修 上限120万円

事業者用(買取再販売事業者)
既存住宅断熱改修 上限120万円

- ・家庭用は、「太陽光発電又はソーラーカーポート」+「定置式蓄電池」+「エネルギーマネジメントシステム」は原則セットにします。
- ・事業者用は、「太陽光発電又はソーラーカーポート」+「エネルギーマネジメントシステム」は原則セットにします。

※1: kwhあたり155,000円(工事費込・税抜)以下の蓄電池パッケージでなければならない。

※2: kwhあたり190,000円(工事費込・税抜)以下の蓄電池パッケージでなければならない。

ただし、

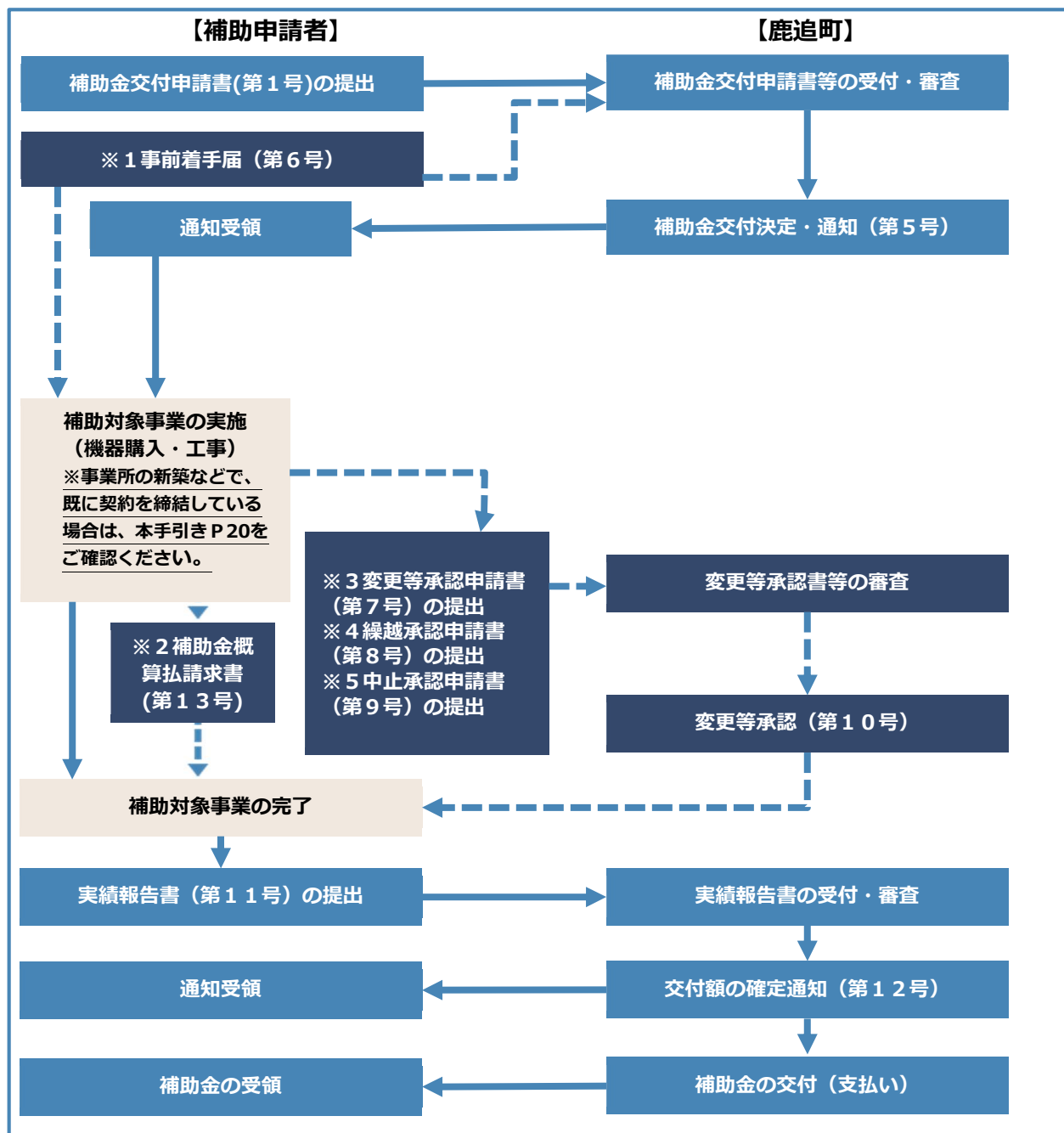
●家庭用は、12.5万円/kwh(税抜き・工事費込み)の蓄電池システムとなるよう「努める」こと。

●事業者用は、11.9万円/kwh(税抜き・工事費込み)の蓄電池システムとなるよう「努める」こと。

2. 申請の流れ

■ 申請フロー

・補助金の交付にかかる一連の流れについては下記フロー図をご覧ください。



※1 通知受領前に着手したい場合（着手＝契約・発注行為までです。）

※2 概算で先に補助金を受領したい場合（本手引きのP21をご確認ください。）

※3 事業変更を行う場合

※4 事業が実績報告期限までに完了しない場合（工事が着工している場合に限りです。）

※5 事業を中止する場合

- ・交付申請書、実績報告書等の各申請書類の受付には「役場窓口で書面提出」と「メールでのデータ提出」が必要になります。

役場窓口受付：鹿追町役場 1階「企画課 I C T・エネルギー担当」でのみ受付

メール提出先：kikaku@town.shikaoi.lg.jp

（件名：鹿追町重点対策加速化事業_施工事業者名）

- ・毎年度の予算に限りがあり、「先着順」の受付に公平を期すことから、窓口での受付を「先着順」の基準と致します。その為、先に「役場窓口で書面提出」をお願いいたします。ご理解の程をお願い致します。

3. 申請の受付期間

■ 補助事業の期間（年度）

令和5年度～令和10年度（予定）の間を予定

- ・環境省の「重点対策加速化事業」における鹿追町の取組として、令和10年度（2028年度）までを予定していますが、受付終了年度については変更される場合があります。

■ 交付申請書受付期間

交付申請受付期間：**毎年度、4月10日頃～翌年2月第1金曜日**

- ・補助金を受ける場合、上記期間内に交付申請書（添付書類含む）の提出をお願いします。全ての書類をそろえて提出することが難しい場合、事前にお問い合わせください。
- ・上記日が役場閉庁日【土・日・祝日】の場合は、「翌開庁日」が期限となります。
- ・毎年度、**先着順で受付**を行い、各年度の**予算額に達した時点で受付終了**となります。
原則、翌年度への繰越し申請はできませんので、お早めに申請をお願いします。

■ 変更等承認申請書受付期間

変更等承認申請書受付期間 : **2月第1金曜日**

- ・事業が変更となった場合、上記期間内に変更等承認申請書（添付書類含む）の提出をお願いします。全ての書類をそろえて提出することが難しい場合、事前にお問い合わせください。
- ・上記日が役場閉庁日【土・日・祝日】の場合は、「翌開庁日」が期限となります。

■ 繰越承認申請書受付期間

繰越承認申請書受付期間 : **12月第1金曜日**

- ・事業が実績報告書の提出期限までに間に合わない場合、上記期間内に繰越承認申請書（添付書類含む）の提出をお願いします。全ての書類をそろえて提出することが難しい場合、事前にお問い合わせください。
- ・繰越承認が可能な金額には上限があります。繰越承認を受けられず、3月第1金曜日までに実績報告が提出されない場合は、補助事業を中止し、中止承認申請のご提出をお願いすることになりますので、ご注意ください。
- ・繰越する場合は、概算払い申請は出来ません。既に概算払いを受領した場合は、2月末までに全額鹿追町に返還して頂きますので、ご注意ください。
- ・返還金額分は、翌年の実績報告後の支払いとなります。

■ 中止承認申請書受付期間

中止承認申請書受付期間 : 当該年度の**3月第1金曜日**

- ・事業が実績報告書の提出期限までに間に合わない場合、上記期間内に中止承認申請書の提出をお願いします。全ての書類をそろえて提出することが難しい場合、事前にお問い合わせください。

■ 実績報告書受付期間

実績報告書受付期間 : **対象設備の設置完了後30日以内**
または 各年度の3月第1金曜日「いずれか早い日」

- ・設備の設置完了後、上記期間内に実績報告書（添付書類含む）の提出をお願いします。全ての書類をそろえて提出することが難しい場合、事前にお問い合わせください。
- ・上記日が役場閉庁日【土・日・祝日】の場合は、「翌開庁日」が期限となります。

4. 契約について

- ・交付決定通知書受領後、速やかに契約を行ってください。
- ・代理申請者は、申請者の支払が可能であることをしっかりと考慮した上で契約を行ってください。
- ・特に「事業者用申請」については、ローン契約時に融資計画書等により審査を行うなど、契約時に支払い能力についても適切に確認をしてください。（交付申請時に提出の必要はありませんが、必要に応じて確認した資料等の提出を求めます。）

5. 補助対象となる範囲

■ 補助対象設備

共通

- (1) 未使用品であること（中古品は対象外とする）。
- (2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。
- (3) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (4) 対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録をしないこと。
- (5) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和5年1月13日環地域事発第2301131号）の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。

①：太陽光発電設備

- (1)～(5) 共通(P10下段)を参照
 - (6) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
 - (7) 第三者所有型である電力購入契約(PPAモデル)又はリース契約での導入としないこと。
 - (8) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること、又は同等以上の性能、品質が確認されていること。加えて、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであること。
 - (9) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示する事。
 - (10) 一定の品質・性能が一定期間確保されているシステムであること。
 - (11) 補助対象者の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量(kWh)が、当該設備で発電する電力量の「50%以上」であること。
 - (12) 付帯設備であるエネルギーマネジメントシステムを原則導入すること。
 - (13) カーポート設置に係る総工費が、太陽光発電設備設置に係る総工費を上回らないこと。
- ※カーポートは太陽光発電設備の設置の為に土台設備であり、太陽光発電設備に対して極端に面積が過大な場合などは、補助対象として認めません。



②：蓄電池

- (1)～(5) 共通(P10下段)を参照
- (6) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
(20kWh以上)
※導入する蓄電池が20kwh未満の場合は、一般住宅用蓄電池の補助額が適用されますので、そちらの手引きをご確認下さい。
- (7) 第三者所有型である電力購入契約(PPAモデル)又はリース契約での導入としないこと。
- (8) リチウムイオン蓄電池については、蓄電池部が安全基準(JISC8715-2と同等規格又はIEC62619)の規格を満足すること。
- (9) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- (10) 19.0万円/kWh以下(税抜き・工事費込み)の蓄電池であること。
(ただし、11.9万円/kWh(税抜き・工事費込み)の蓄電システムとなるよう「努める」こと。)
- (11) とかち広域消防事務組合火災予防条例に基づき、必要に応じて設置届出書を消防署へ提出すること。



③：エネルギーマネジメントシステム

- (1)～(5) 共通(P10下段)を参照
- (6) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であり、太陽光発電設備とともに原則導入すること。
- (7) 平時に省エネ効果(運用改善によるものを含む)が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。又はシステム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。
- ※ エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。

④：高効率給湯器

- (1)～(5) 共通(P10下段)を参照
- (6) これまで住宅で使用していた従来型の給湯器を入れ換えるものであること。
- (7) 次に掲げるもので、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。

- ア 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器 (エコキュート)
- イ 高効率直圧式石油給湯器 (エコフィール)
- ウ LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ)
- エ ガスエンジン給湯器 (エコウィル)
- オ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (エコワン)



※ただし、電気温水器から化石燃料(ガス・灯油)を使用したイ～オの高効率給湯器への買い替えは対象外とする。また、従来使用していた給湯器がア～オに示す高効率給湯器から入れ換える場合も対象外とする。

⑤：断熱改修

(1)～(5)共通(P10下段)を参照

- (6) 専用住宅であること(店舗、事務所等との併用は対象外とする)。
- (7) 買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること。
- (8) 導入する製品は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)」において補助対象となる製品であること。



※1原則同事業のエネルギー計算結果早見表にある最低改修率を満たすこと。

- (9) 居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること(居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象外とする)。
- (10) 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置・施工すること。
- (11) 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部(袖ガラス・欄間ガラス等)は改修の対象外としてもよい。※3
- (12) 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分(外気に接する部分)のみ交付対象とする。

※1:補助対象製品リストは、QRコード参照。

※2:最低改修率は、断熱する部位(天井、外壁、床、窓・ガラス)の組み合わせに応じて、以下により計算します。(詳細は次頁参照)
改修率(%)＝補助対象床面積合計／延べ床面積×100

※3:補助対象製品リストには玄関ドアはありません。玄関ドアは各製品の断熱性能を個別に確認して補助対象に相当するかどうかを判断しますので、検討に際しては問い合わせ先までお問い合わせください。

補助対象製品リスト



エネルギー計算結果早見表

①最低改修率(%)		断熱部位数	天井	外壁	床	窓・ガラス
☐	25	4部位	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修
☐	25	3部位	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修
☐	25	3部位	天井	外壁	床	
☐	25	3部位		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修
☐	25	3部位	天井		床	窓の改修、ガラスの改修
☐	25	2部位	天井	外壁		
☐	25	2部位	天井		床	
☐	25	2部位	天井			窓の改修、ガラスの改修
☐	30	2部位		外壁		窓の改修
☐	40	2部位		外壁		ガラスの改修
☐	40	2部位		外壁	床	
☐	40	2部位			床	窓の改修
☐	40	2部位			床	ガラスの改修
☐	100	1部位				窓の改修

出典：環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金既存住宅における断熱リフォーム支援事業 令和7年度公募要項」より作成

●エネルギー計算結果早見表の見方

- 断熱改修する居室等と部位（天井・外壁・床・窓・ガラス）を決めてください。
・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）は必ず選択してください。
・導入する断熱材及び窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工する必要があります。
- 住宅の延べ床面積を計算します。
1階が77.42m²、2階が66.66m²
延べ床面積＝144.08m²
- 補助対象床面積を計算します。
1階が66.04m²、2階が61.69m²
補助対象床面積＝127.73m²
- 改修率を計算してください。
＜計算例 窓と床の改修を予定＞
・改修率を計算します。
$$\text{改修率}(\%) = 127.73 \div 144.08 \times 100 \approx 88\%$$

＜参考例＞



窓と床の改修で必要な最低改修率は 40% ≤ 88% （判定：申請可能）

参考：環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金既存住宅における断熱リフォーム支援事業 交付申請書類の作成例」より

■ 補助対象部品・工事

①：太陽光発電設備

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置）
- (4) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）
- (5) 工事費（配線及び配線器具、電気工事、柵堀に係る工事等）

※太陽光発電設備設置に係る既存建物の屋根補強費用については、自己負担でお願いいたします。

基本的に補助対象経費は、設備本体・配線・設置工事の各費用が対象となります。

②：太陽光発電一体型カーポート

- (1) 太陽発電モジュール一体型カーポート
- (2) 基礎（カーポートの柱を地面に固定する為の部分に限る）
- (3) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置）
- (4) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）
- (5) 工事費（配線及び配線器具、電気工事等）

③：太陽光発電搭載型カーポート

- (1) 太陽発電モジュール
- (2) カーポート（太陽光発電モジュールの土台になるものに限る）
- (3) 基礎（カーポートの柱を地面に固定する為の部分に限る）
- (4) 架台
- (5) パワーコンディショナー（インバータ、保護装置）
- (6) その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）
- (7) 工事費（配線及び配線器具、電気工事等）



④：蓄電池

- (1) 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）
- (2) その他付属機器（計測・表示装置、キュービクル等）
- (3) 工事費（据付・配線工事等）

⑤：エネルギーマネジメント設備

- (1) 設備本体
- (2) 計測機器（電力量センサ、電流計、電力量計、計測機能付分電盤等）
- (3) 工事費（据付・配線工事等）

⑥：高効率給湯器

- (1) 設備本体
- (2) その他付属機器
- (3) 工事費（据付・配線・配管工事等）

⑦：断熱改修

- (1) 高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）
- (2) 工事費（直接工事費（労務費、直接経費）、間接工事費（共通仮設費、現場管理費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）

6. 補助対象者

■ 補助対象者となる方

・【1】もしくは【2】の要件に該当する方。

【1】鹿追町内の事業所等に対象設備を新設、又は対象設備の設置された新築の事業所等を購入する方。

【2】買取再販業者等で既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する方。ただし、交付金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること。

・あわせて、下記の要件を満たしていることが必須です。

- (1) 設置者が町税を滞納していないこと。また、鹿追町以外の者は、現に住所を有する市町村税又は料を滞納していないこと。
- (2) 自己が所有しない事業所等に対象設備を設置する場合にあっては、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること。なお、事業実施者が補助対象者であること。
- (3) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定またはF I P制度の認定を取得しないこと。
- (4) 第三者所有型である電力購入契約（P P Aモデル）又はリース契約での導入としないこと。

※購入しようとする事務所等が中古のときは、新規に対象設備を設置する場合に限ります。

※購入しようとする事務所等が新築又は未使用の建売であるときは、補助対象は対象設備の設置に係る範囲に限ります。

※既に太陽光発電設備を設置している場合で、増設や入れ換えを行いたい場合は補助対象外となります。

※交付申請書の提出等は窓口にお越しいただく必要がありますが、どうしても困難な場合はご相談ください。

対象の各事業設備（太陽光発電設備・蓄電池・エネルギーマネジメントシステム・高効率給湯器・太陽熱発電設備・断熱改修）は同じ設備（断熱改修含む）を2回以上申請することはできません。

同一申請の中で、同じ設備を2点以上申請することは可能です。

例：従来型給湯器を2台使用しているので、高効率給湯器を2台同時に申請することは可能。

・ただし、区分（一般住宅・事業者）が違えばこの限りではありません。

■ 「事業所等」の定義

・一般住宅以外の「アパート」や「マンション」（大家・管理会社等の貸主側が設置する場合）、「事務所（オフィス）」、「店舗」、「工場」、「研究所」、「畜舎」等のすべてを含みます。

⇒「一般住宅（個人用住宅）以外のすべてを指します。

・「店舗兼用（併用）住宅」の場合、「一般住宅」と「店舗・事業所・畜舎」等、同一電力契約内で1つの設備（太陽光発電設備等）より複数の棟に接続を行いたい場合は、「一般住宅対象」ではなく、「事業者対象」として申請してください。

・どちらにあたるかわからない等、不明点は別途お問い合わせください。



・P29で後述しますが、求められる自家消費率は、「30%以上」ではなく「50%以上」となりますので、ご注意ください。

■ 交付申請書の提出・交付決定について

・「3. 申請の受付期間」で示した期間内に、「交付申請書の提出」をお願いします。その際、下記添付書類とともに提出をお願いします。必要部数は各1部です。

・鹿追町にて交付申請書類を受理し、審査をおこなった後、申請者へ補助金交付決定通知書をお渡しします。工事にかかる契約や設置工事については、原則、通知書を受けた後に実施していただくこととなります。

【交付申請書に添付する書類】

◆共通

- (1) 鹿追町内に住所を有する者にあつては、町税納入状況調査承諾書（別記第3号様式）その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書。
- (2) 自己が所有しない事業所等に設置する場合は、所有者の承諾書（別記第4号様式）
- (3) 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し）
- (4) 法人の場合は役員名簿
- (5) 申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合は、申請者と支店等の関係性及び支店等の住所がわかる資料
- (6) 別表第2に掲げる経費の内訳が明記されている見積書等の写し
- (7) 誓約書
- (8) 建物建設工事と補助対象設備（断熱改修を除く）の設置工事が一つの契約となっている場合はその契約書及び工程表（P20参照）
- (9) 建物建設工事と補助対象設備（断熱改修を除く）の設置工事が別の契約となっている場合は工程表（P20参照）
- (10) その他町長が必要と認める書類

◆太陽光発電設備・太陽光発電一体型カーポート・太陽光発電搭載型カーポート

- (1) ～ (10) 共通を参照
- (11) 太陽光発電システム設置に係る図面の写し
- (12) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し
- (13) 太陽電池モジュールの保証期間（無償）が確認できるものの写し
- (14) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるものの写し
- (15) ソーラーカーポートについては、耐風・耐雪について確認できるカタログ等

◆蓄電池

- (1) ～ (10) 共通を参照
- (11) 蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面
- (12) 蓄電システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番とパッケージを構成する個別機器の型番が確認できる資料（20kwh未満の場合のみ）

◆エネルギーマネジメントシステム

- (1) ～ (10) 共通を参照
- (11) エネルギーマネジメントシステムの仕様及び諸元や計測内容等がわかるカタログや図面

◆高効率給湯器

- (1) ～ (10) 共通を参照
- (11) 高効率給湯器の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面
- (12) 従来使用していた給湯器の設置状況が分かる写真及び型番が分かる写真
- (13) 従来使用していた給湯器の型番が確認できる書類
- (14) 本事業により導入する高効率給湯器が、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られることを証明する書類等（例：これまで使用していた従来型の給湯器と、本事業により入れ換える高効率給湯器で、電気や燃料使用量のカタログの記載値を比較したものなど）

◆断熱改修

- (1) ～ (10) 共通を参照
- (11) 改修箇所等がわかる平面図
- (12) ガラス・窓・断熱材を導入する場合は登録番号がわかる資料
- (13) 玄関ドアを導入する場合は仕様及び諸元がわかるカタログ

【交付決定前の事前の着手等について】

- ・交付決定前に事前着手（契約・発注行為）を行う場合は、事前着手届（別記第6号様式）をなるべく交付申請書と同時に提出してください。尚、この場合、着手日（契約・発注日）は交付申請日以降とならなければなりませんので、ご注意願います。

【支払いについて】

- ・補助対象設備についての**支払は交付決定以降に行うこと。**
 ※交付決定前に**中間金等を支払っていた場合、内訳に補助対象設備が含まれないこと。**
 （中間金等＝竣工前に支払う着手金や出来高に応じて支払う中間金のこと）

【事業所建設に伴う補助対象設備の設置について】

- ・事業所建設（新築・中古リフォーム）において補助対象設備を設置する場合、以下の①～③が要件となりますので、必ずご確認ください。
- ①事業所建設の契約が交付決定前であった場合、**補助対象設備の工期が交付決定後であること。**
 ※補助対象設備の着工日が交付決定日以降であることを確認できる資料（契約書・工程表等）を提出すること。なお、事前着手届は不要。
- ②補助対象設備についての支払は交付決定以降に行うこと。
 ※交付決定前に**中間金等を支払っていた場合、内訳に補助対象設備が含まれないこと。**
- ③実績報告提出時には、申請者へ建物の**所有権を移転していること。**

【施工業者による代理申請について】

- ・申請は原則、施工業者による代理申請となります。代理受領に係る委任状（別記第2号様式）を提出してください。
- ・なお、申請代行費用等は補助対象外となりますので、ご注意ください。

【契約について 施工業者用（代理申請者）】

- ・ローン契約時に融資計画書等により審査を行うなど、契約時に支払い能力についても適切に確認をしてください。（交付申請時に提出の必要はありませんが、必要に応じて確認した資料等の提出を求めます。）

【概算払い申請について（令和7年度から大幅に条件等変更）】

- ・工事を着工した段階で申請が可能となります。

①申請者が概算払いを受領する場合は、概算払請求書（別記第13号様式）の提出をお願いします。

※ただし、補助金を受領した翌日から起算し、7日以内に施工業者に対して補助金分全額をお支払い頂くことが条件となります。また、施工業者は、申請者から補助金分の支払いを領収した翌日から起算し、7日以内に鹿追町に対してその領収書の写しを提出しなければなりません。（メールでの提出可能。原本は申請者に提出下さい。）

②申請者が「鹿追町」に対して、施工業者への支払いを「委任」する場合は、概算払請求書（別記第13号様式）に補助金支払委任状（別記第13号様式-1）の提出をお願いします。

※この制度は鹿追町が申請者から支払委任を受け、施工業者に補助金を交付するものです。施工業者は、鹿追町から補助金の支払いを領収した翌日から起算し、7日以内に鹿追町に対してその領収書の写しを提出しなければなりません。（メールでの提出可能。原本は申請者に提出ください。）

※提出書類は以下をご確認下さい。

①申請者が概算払いを受領する場合

（1）概算払請求書（別記第13号様式）

②申請者が「鹿追町」に対して、施工業者への支払いを「委任」する場合

（1）概算払請求書（別記第13号様式）

（2）補助金支払委任状（別記第13号様式-1）

■共通必要書類

①施工業者からの概算払に係る請求書の写し

②概算払に関わる誓約書

③契約書の写し

④工事着工していることを証する写真

⑤施工計画書

【誓約書について】

- ・今回の補助金活用については、環境省へ再生可能エネルギーの発電量数値の実績報告等が定期的に必要なとなります。**誓約書**についてご一読・ご承諾いただき、**交付申請書**の添付書類として提出をお願いします。

別添様式

誓約書

鹿追町地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 対象設備は、未使用品であること。（中古品は対象外とする。）
- 対象設備は、性能の保証、設置後サポート等がメーカー等によって確保されていること。
- 対象設備は、各種法令に遵守した設備であること。
- 設置した対象設備を鹿追町外に移さないこと。
- 設置者が鹿追町税を滞納しないこと。また、鹿追町以外の者は、現に住所を有する市町村税を滞納しないこと。
- 自己が所有しない住宅・事務所等に対象設備を設置し、当該住宅・事務所等の所有者及び補助対象者が変更される際は町長報告すること。
- 太陽光発電設備については、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- 太陽光発電設備については、第三者所有型である電力購入契約（PPA）又はリース契約しないこと。
- 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図り、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置し、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応する為、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 対象設備の支払い又は工事完了から30日以内（廃止の承認を受けたときを含む。）、又は当該年度2月10日のいずれか早い日までに必要書類を町長に提出すること。
- 対象設備は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、取り壊し（廃棄を含む）、貸し付け又は担保に供しないこと。ただし、災害等の自己の責めに帰さない事由で対象設備を処分する場合等、予め町長の承認を得た場合はこの限りではない。
- 対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度等への登録をしないこと。
- 一般住宅は30%以上、事務所が50%以上の自家消費率を敷地内で自ら消費すること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等の把握に関し、町にデータの提供をすること。また、今後町が発電量等の計測機器及び通信機器一式を設置する際は、これを認めること。
- 対象設備は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。（※設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。）
- 関係法令及び条例の規定に従い、対象設備を処分すること。
- 10kW以上の太陽光発電設備の解体・撤去にかかる費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 10kW未満の太陽光発電設備の場合は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電事業者）」（資源エネルギー庁）第5節で述べられている通り、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 蓄電池については、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めること。使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること、又は蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池分の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和5年1月13日 環地域事発第2301131号）の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。
- 税込金額にて補助金を申請する場合、事業者等の区分や課税方式に応じ、消費税のうち補助事業に掛かった経費の控除対象仕入税額部分は返還が必要になる。消費税の確定申告後、概ね1カ月以内にこれに応じること。

令和 年 月 日

名 前

住 所

電話番号

■ 変更承認申請書の提出・承認について

- ・当初提出した交付申請内容に変更が生じる場合は、**あらかじめ、変更等承認申請書を提出**いただき、町より承認を受ける必要があります。必要部数は各 1 部です。
- ・受付期限は令和 8 年 2 月第 1 金曜までとなります。
- ・軽微な変更については変更承認申請書提出の必要はありませんが、鹿追町と協議の上決定を行いますのでお早めにご相談ください。（軽微な変更の内容についても様々有りますので個別にご相談ください）

【変更等承認申請書に添付する書類】

◆共通

- (1) 別表第 2 に掲げる経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し
- (2) 交付申請時に契約書（建物）を提出している場合、契約書に変更があれば契約書（建物）の写し
- (3) 交付申請時に工程表を提出し著しく工期の変更がある場合、工程表
- (4) その他町長が必要と認める書類

◆太陽光発電設備・太陽光発電一体型カーポート・太陽光発電搭載型カーポート

- (1) ～ (4) 共通を参照
- (5) 太陽光発電システム設置に係る図面の写し
- (6) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し
- (7) 太陽電池モジュールの保証期間（無償）が確認できるものの写し
- (8) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるものの写し
- (9) ソーラーカーポートについては、耐風・耐雪について確認できるカタログ等

◆蓄電池

- (1) ～ (4) 共通を参照
- (5) 蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面
- (6) 蓄電システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番とパッケージを構成する個別機器の型番が確認できる資料（20kwh未満の場合のみ）

◆エネルギーマネジメントシステム

- (1) ～ (4) 共通を参照
- (5) エネルギーマネジメントシステムの仕様及び諸元や計測内容等がわかるカタログや図面

◆高効率給湯器

- (1) ～ (4) 共通を参照
- (5) 高効率給湯器の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面
- (6) 従来使用していた給湯器の設置状況が分かる写真及び型番が分かる写真
- (7) 従来使用していた給湯器の型番が確認できる書類

- (8) 本事業により導入する高効率給湯器が、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られることを証明する書類等（例：これまで使用していた従来型の給湯器と、本事業により入れ替える高効率給湯器で、電気や燃料使用量のカタログの記載値を比較したものなど）

◆**断熱改修**

- (1) ～ (4) 共通を参照
- (5) 改修箇所等がわかる平面図
- (6) ガラス・窓・断熱材を導入する場合は登録番号がわかる資料
- (7) 玄関ドアを導入する場合は仕様及び諸元がわかるカタログ

■ 繰越承認申請書の提出・承認について

- ・当初提出した交付申請内容に変更が生じ、設置工事等が実績報告の期限までに完了しない場合は、**あらかじめ、繰越承認申請書を提出**いただき、町より承認を受ける必要があります。必要部数は各 1 部です。
- ・繰越承認が可能な金額には上限があります。繰越承認を受けられず、3 月第 1 金曜日までに実績報告が提出されない場合は、事業を中止し、中止承認申請のご提出をお願いすることとなりますので、ご注意ください。
- ・概算払いを受領した方が繰越しとなる場合は、3 月第 1 金曜日までに全額鹿追町に返還していただかなければなりませんので、ご注意ください。（振込の場合、手続きの時間によっては翌日扱いとなってしまいます。時間に余裕をもったお手続きをお願いいたします）。
- ・受付期限は令和 7 年 1 2 月第 1 金曜日までとなります。

【繰越承認申請書に添付する書類】

- (1) 変更契約書
- (2) 繰越しを必要とする客観的な理由が分る書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

【繰越が認められている事由】

- (1) 計画…計画に関する諸条件
- (2) 設計…設計に関する諸条件
- (3) 気象…気象関係
- (4) 用地…用地関係
- (5) 補償処理…補償処理の困難
- (6) 資材入手…資材入手の困難

・上記の繰越が認められている事由に該当するかどうか等判断が難しい場合、又はその他の事由については 個別にお問い合わせください。

・上記の繰越が認められている事由の具体例については、繰越ガイドブック《改訂版》令和 6 年 6 月（出典：財務省主計局司計課）をご覧ください。

繰越ガイドブック



■ 中止承認申請書の提出・承認について

- ・当初提出した交付申請内容に変更が生じ、設置工事等が実績報告の期限までに完了しない場合は、あらかじめ、中止承認申請書（別記様式 9 号）を提出いただき、町より承認を受ける必要があります。必要部数は各 1 部です。
- ・受付期限は令和 8 年 3 月第 1 金曜日までとなります。

■ 実績報告書の提出・交付確定・入金について

- ・交付決定後に事業着手し、契約・設置工事等を進めていただきます（前述の事前着手の場合を除く）。
- ・対象設備の支払い又は工事完了から30日以内、又は各年度の3月第1金曜日の「いずれか早い日」までに、実績報告書の提出をお願いします。その際は、下記の添付書類もあわせてご提出をお願いします。必要部数は各1部です。
- ・鹿追町にて実績報告書を受理し、審査をおこなった後、申請者へ補助金交付額確定通知書をお渡しします。その後、申請者へ入金を行う形となります。
- ・なお、交付決定後、「概算払請求書」の提出があった場合は、実績報告の前の段階にて、申請者もしくは代理申請者（施工事業者）へ入金することが可能になります。

【実績報告書に添付する書類】

◆ 共通

- （1）対象の設置状況を撮影した写真（設置状況が分かる全体写真と型番が確認できる箇所の写真）
 - 太陽光発電設備：設置状況がわかる全体写真のほか、設置した太陽光パネルの枚数が確認できる写真
 - 蓄電池：蓄電パッケージを構成するすべての装置について型番が確認できる写真
 - 高効率給湯器：高効率給湯器本体と室外機（設置対象機器があれば）各々の全体写真と型番が確認できる写真
 - 断熱改修：改修前及び改修後の状況が確認できる写真
- （2）対象の設置に係る領収証及び請求書（別表第2の経費の内訳が確認できるもの）
- （3）契約書がある場合は契約書の写し。契約書がない場合は、それに類する資料の写し
- （4）建物建設工事と補助対象設備（断熱改修を除く）の設置工事が一つの契約となっている場合はその契約書及び工程表（P28参照）※1
- （5）建物建設工事と補助対象設備（断熱改修を除く）の設置工事が別の契約となっている場合は工程表（P28参照）※1
- （6）その他町長が必要と認める書類

◆太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む）、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム

（１）～（６）共通を参照

（７） FIT制度（固定価格買取制度）の適用を受けていないことが確認できる書類

※実績報告期日までに太陽光発電設備からの電力受給が間に合わない場合は、系統連系申込書（北海道電力ネットワーク株式会社宛）の写しにより、連系希望日が実績報告期限内になっていること。

また、電力受給申込書（北海道電力株式会社宛）の写しによりFIT制度の適用を受けない申込を提出しているか確認します。

（８） 設置した太陽電池モジュールの変換効率、性能、未使用品であることが確認できる出力対比表（設置枚数分・製造番号が入っているもの・又はその写し）

（９） 蓄電池と太陽光発電設備の接続が確認できる結線図等

（１０） 補助対象者の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量の「50%以上」であることを証明する書類等
（最低１日単位・P29参照）

（１１） 設置した蓄電パッケージ番号が明示されている書類

（１２） 保証金がかかる書類。（蓄電池のみ・導入機器の保証書の写し）

◆高効率給湯器

（１）～（６）共通を参照

◆断熱改修

（１）～（６）共通を参照

（７） 導入設備の納入を確認できる出荷証明書等

【支払いについて】

・補助対象設備についての支払は交付決定以降に行うこと。

※交付決定前に中間金等を支払っていた場合、内訳に補助対象設備が含まれないこと。

（中間金等＝竣工前に支払う着入金や出来高に応じて支払う中間金のこと）

【不要書類について】※ 1

※ 1 申請書提出時添付したものと比較し、契約書については同一契約書、工程表については著しく工期の変更が無ければ、提出不要。

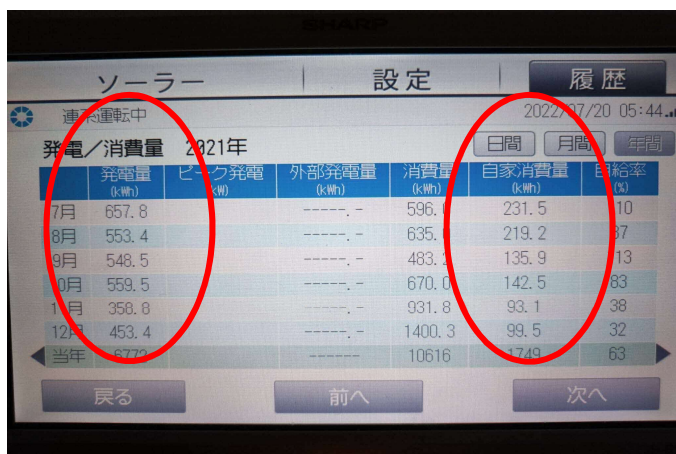
【事業所建設に伴う補助対象設備を設置について】

- ・事業所建設（新築・中古リフォーム）において補助対象設備を設置する場合、下記が補助対象になります。詳細確認が必要となりますので、ご検討の場合は企画課ICTエネルギー担当（0156-66-4032）までご連絡をお願いいたします。
- ・事業所の契約が交付決定前であった場合、**補助対象設備の工期が交付決定後であること。**
※補助対象設備の着工日が交付決定日以降であることを確認できる資料（契約書・工程表等）を提出すること。なお、事前着手届けは不要。
- ・補助対象設備についての支払は交付決定以降に行うこと。
※交付決定前に**中間金等を支払っていた場合、内訳に補助対象設備が含まれないこと。**
- ・実績報告提出時には、支払いが完了し、申請者へ**建物の所有権を移転していること。**

【自家消費率「50%以上」資料の提出について】

- ・設備を設置して運用開始後、実績報告書の添付書類として提出をお願いします。
- ・設備設置後、実績報告書提出までの**特定の日の1日間**でかまいませんので、**自家消費率が「50%以上」**であると判断できるデータを提出してください。ご自宅内に設置されている発電モニター画面等を撮影した写真や、WEBサイトのデータを紙に出力いただくなど、形式は自由です。

- ・**「発電量」と「自家消費量」がわかる写真やデータを必ずご提供**願います。
- ・上記数値がわかると、**「自家消費率（＝自家消費量÷発電量×100 ※小数点以下切り捨て）」**が算出可能です（もし自家消費率の表示もモニター等にあれば、あわせてご提出ください）。



月	発電量 (kWh)	ピーク発電 (kW)	外部発電量 (kWh)	消費量 (kWh)	自家消費量 (kWh)	自給率 (%)
7月	657.8		-----	596.0	231.5	35
8月	553.4		-----	635.0	219.2	34
9月	548.5		-----	483.0	135.9	25
10月	559.5		-----	670.0	142.5	21
11月	358.8		-----	931.8	93.1	10
12月	453.4		-----	1400.3	99.5	7
当年	6772.0		-----	10616.0	1749.0	16

【モニター画面撮影例】

写真では「月間」データの数値となっていますが、「日間」データ（晴天日の1日間）の撮影をお願いします。

※左図では、1画面で必要とする「発電量」と「自家消費量」がわかります。

- ・モニター等にて「自家消費量」のデータが存在しない、表示できないようであれば、**「発電量」と「売電量」のデータは必ず提供**をお願いします。（「発電量－売電量＝自家消費量」を算出し、そこから自家消費率を算出）※売電をしない場合は、自家消費率が100%になります。

8. 補助金交付後について

■ 法定耐用年数について

- ・補助金を活用して導入後、今回導入した各設備については、「法定耐用年数」に基づき、処分（廃棄・譲渡・転用等）の制限を受けます。
- ・2024年4月現在の法定耐用年数は、設置日から起算して太陽光発電設備・太陽熱利用設備・断熱改修は「17年」、ソーラーカーポートは「15年」、蓄電池、高効率給湯器は「6年」です。その間は廃棄や譲渡等の処分はできませんのでご注意ください。
- ・状況に応じて処分期間が異なる可能性もありますが、各補助対象者が各設備を導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

■ 設備導入後の定期報告について

今回、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、設置した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の発電量の把握に関し、町へのデータ等の提供を行っていただきます。

- ・法定耐用年数期間中、太陽光発電設備で発電して自家内で消費した電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量の「50%以上」（自家消費率）を保つことを環境省より求められていること、また報告を行う必要があることから、補助金交付の条件としてお願いするものです。
- ・太陽光発電設備を設置した各対象家屋における、「発電kWh」「売電kWh」「自家消費kWh」等の法定耐用年数期間中の1年ごとの数値について取得します。

9. 廃棄について

■ 適切な廃棄について

- ・太陽光発電設備については、本格的に普及が進んだ時期を考慮すると、**2040年頃**には寿命を迎える太陽光発電設備が多くなり、**大量廃棄問題**が発生するといわれています。廃棄については、「発電事業者」である所有者の皆様が責任を持つこととなります。
- ・経済産業省（資源エネルギー庁）が2021年9月に公表、2022年4月に改定した「廃棄等費用積立ガイドライン」では、不法投棄等が行わないよう適切に廃棄処理がなされることを目的として、**10kW以上の太陽光発電設備**については、廃棄にかかる費用を外部機関にて定期的に積み立てていくことが原則義務化されています。
- ・これは、通常FIT・FIP認定を受けた設備を想定したのですが、今回の町補助金の原資となる環境省交付金の要綱において、この「ガイドラインを参考に、必要な経費の算定、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」と決められていますので、ご理解をお願いします。
- ・なお、**10kW未満の太陽光発電設備**についても、経済産業省（資源エネルギー庁）が公表している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の第5節では、「必要な経費を見込んだ事業計画を策定するよう努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」とされています。
- ・蓄電池については、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するよう努めることとされています。使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること、又は蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池分の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルの実施をお願いします。



以上により、寿命を迎えた太陽光発電設備・蓄電池の廃棄を行う際は、上記ガイドラインも参考に、**皆様ご自身で廃棄等にかかる費用を積み立て**、将来的な計画も考慮しつつ、設備（設備）導入と補助金の活用をお願いします。

10. 補助金の返還等について

- ・引っ越し等でやむを得ず途中で補助対象設備を処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただくことになります。**報告理由により、補助金を返還いただく可能性もあります。**
- ・ひょうや台風等の自然災害による破損等もふくめて、状況により対応が異なりますので、企画課 I C T・エネルギー担当（0156-66-4032）までお問い合わせください。
- ・虚偽の申請や報告を行った場合等、悪質である場合は、**補助金を全額返還**していただくこともありますので、ご注意ください。

11. 消費税の返還義務について（一般住宅用・事業者用共通）

■ 概要

- ・課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなります。
- ・補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当しますが、補助事業に掛かった経費を控除対象仕入税額に算入することも出来るため、報告された仕入控除税額は、事業者に対して重複して交付したことになります。そのため、町を通し国へ返還をする必要があります。

■ 返還義務者

- ・補助金算定額を税込金額にて行った事業者（個人・法人）のうち、本則課税にて消費税の申告を行っている事業者。

※簡易課税事業者・免税事業者は対象外となります。

■ 報告義務者

- ・簡易課税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告後、速やかに消費税の確定申告書の提出をお願い致します。
- ・免税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告時免税事業者であることが証明できる書類のご提出をお願い致します。

■ 本事業について

- ・本事業では、町民の皆様の作業負担を減らせるように、**本則課税事業者については税抜にて申請を行って頂き返還の義務が生じないようにしております。**
- ・個人事業主でない個人の方が家庭用の事業を申し込まれる場合は、返還・報告共に必要ありません。
- ・個人事業主である個人の方は、補助金を使用して得た資産を事業経費にはできません。家事按分して事業経費とした場合は、消費税の返還義務が発生します。消費税の返還と共に別途以下に記載のない多くの提出書類が発生しますのでご注意ください。

■ 提出書類・報告様式

- ・本事業を含む経理処理をした確定申告時に免税事業者であることが証明できる書類（交付申請時）
- ・簡易課税方式の確定申告書（写し）（交付申請時と本事業を含む経理処理をした消費税の申告後速やかに）
- ・提出書類の作成時は、税理士等にご相談することをお勧めします。

12. その他

- ・その他、ご不明点は、**Q & A集もあわせてご確認ください。**
- ・また、Q & A集にも載っていない問い合わせ等については、下記までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ・申請書等提出先

〒081-0292

北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1

鹿追町役場 企画課 ICT・エネルギー担当

電話：0156-66-4032（直通）